

## 申請枠区分

通常枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

### 1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益社団法人アニマル・ドネーション

団体代表者 役職・氏名

代表理事 峯岸衣里 (西平衣里)

分類

法人番号

2011005003134

団体コード

申請団体の住所

東京都港区南青山二丁目15番5号FAR01F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

---

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	更生プログラム「保護犬育成」により受刑者・少年の更生と社会復帰を支援する事業		
	事業名(副)	保護犬の介在によって「罪を犯した人と地域社会をつなぐ」「誰もが生きやすい安心・安全な社会」の実現		
	団体名	公益社団法人アニマル・ドネーション	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-1全国ブロック			
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	<input type="checkbox"/> ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	<input type="checkbox"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	<input type="checkbox"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	<input type="checkbox"/> ⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	<input type="checkbox"/> ④ 働くことが困難な人への支援
	<input type="checkbox"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	<input type="checkbox"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援
	<input type="checkbox"/> ⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	<input type="checkbox"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	<input type="checkbox"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	<input type="checkbox"/> ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	保護犬育成に参加することで、受刑者は責任感や継続力を養い、社会とのつながりや役割を実感する。この経験は出所後の自立や社会貢献への意欲を育み、更に命の尊重や共生といった価値観を広める教育的機会にもなる。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	保護犬育成は、罪を犯した人が社会から排除されるのではなく、再び社会の一員として包摂されることを目指す取り組みである。過去に罪を犯した人が保護犬の育成を通じて責任感や社会性を育み、地域とのつながりを実感することで、自らを肯定し社会復帰への意欲を高める機会となる。この活動は、偏見や差別によって生じる孤立を防ぎ、誰もが尊厳をもって生きられる社会の実現に寄与する

_3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全てのの人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	罪を犯した人は自己肯定感の低さや信頼関係の希薄さから孤立しやすく、社会復帰後も偏見により保健サービスに適切にアクセスできないことがある。保護犬育成は社会貢献を通じて自己肯定感や社会性を育み、地域とのつながりを生む。実行団体は保護犬を介して当事者と地域を結び、偏見の緩和に寄与する。こうした支援の拡充は、誰もが安心して保健サービスを受けられる環境づくりにつながる。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	実行団体の動物保護活動は地域に根差しており、保護犬育成を通じて、罪を犯した人と地域社会とのつながりを築く。参加者は保護犬の世話や育成を担い、その犬が地域の一般家庭に譲渡されることで、間接的に地域に貢献し、社会とのつながりや役割を実感する機会を得る。地域が社会復帰を支えることで、偏見や孤立を防ぎ、再犯防止につながる。これは被害者を生まない安全なまちづくりに寄与する。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	保護犬育成は、受刑者・少年の更生を目的として、法務省矯正局・刑務所・少年院と地域の動物保護団体が協働で実施する取り組みである。保護犬は育成後、一般家庭へ譲渡され、譲渡先の市民や自治体も活動認知に至り啓発促進に関与するなど、多様な主体が連携する。このような官民・市民社会の連携は、罪を犯した人の立ち直りのきっかけを生み出し、社会復帰を支える環境づくりにつながる。

### I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	197/200字
人と動物の真の共生の実現を目的とし2011年に日本初の動物関連限定のオンライン寄付サイトを開始。独自の明確な認定基準を設け全国の動物福祉に関する団体を選定し支援する助成事業・動物の現状や様々な課題等、正しい情報を社会に発信するセミナー事業・国内外の動物関連の法律や事例等を調査するリサーチ事業を運営。日本の動物福祉を世界トップレベルにして人々の意識や社会の仕組みをやさしく変えることを目指し活動。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
個人・企業団体からの寄付総額約 6.8億円、寄付件数約7,000件（2011年9月～現在）。累計支援団体数49団体。中間支援組織として資金的且つ非資金的な伴走支援体制を構築。啓発活動として大学や企業と連携して調査物を発表。提言サイトAWGs（アニマルウェルフェアゴールズ）を運営。法改正を目的に署名活動を実施し約6,000件の署名を動物議連へ提出。2021年2月に内閣府より紺綬褒章公益団体に認定。	

### II.事業概要

	国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/9/30
直接の対象グループ	地域に根差し「罪を犯した人・保護動物・地域社会」をつなぐ保護団体	(人数)	実行団体 ■ 団体（スタッフ数は凡そ平均 ■ 人未満/団体） ※以下は刑務所・少年院を訪問活動する人員算定 1回 ■ 名(シフト制想定) × ■ 団体 ■ 人/回 1年目 月1回/年12回実施（延べ人数 ■ 人） 2年目以降 月2回/年24回実施（延べ人数 ■ 人）	<p>本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無</p> <p>※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。</p> <p>なし</p>

団体からの要請により「実施体制」は非公開とした。(JANPIA)

最終受益者	<p>①受刑者・少年及びその家族（更生と円滑な社会復帰）          ②保護犬譲渡先の家族と地域の人々（再犯防止と社会復帰の支援）          ③誰もが生きやすい社会づくり・人権擁護の啓発に取り組む自治体(地域社会の意識変化を促進)</p>	(人数)	<p>①施設数/人数（家族の人数は1人として計算）          1年目5施設/ 〇〇人 〇〇人          2年目10施設/ 〇〇人 〇〇人          ※全国刑務所69施設/約4万人・少年院44施設/約1.8千人          ②施設所在地5～10自治体          ③5～10自治体（②に準ずるが発信により自治体数は増える）</p>
事業概要	<p>本事業は、刑務所・少年院の更生プログラム「保護犬育成」を担う実行団体を育成し、活動の全国展開と持続可能な運営の支援を目的とする。「保護犬育成」を全国に広げることで、罪を犯した人の更生と社会復帰を更に後押しすることを目指す。</p> <p>保護犬の介在により受刑者は心を開き前向きに更生へ向かうきっかけを得、保護犬は地域の一般家庭に迎えられ生きなoshの機会を得る。このように保護犬を介して受刑者と地域社会がつながることで相互理解が生まれる。この一連のポジティブな関係性の認知を高めることは、一般社会の認識を変え、出所者への社会的偏見の払拭の一助となる。</p> <p>本事業の特徴は、実行団体への資金的支援に加え、アニドネが持つ知見やネットワークを活かした非資金的支援の提供にある。</p> <p>実行団体の活動</p> <p>①全国刑務所・少年院における「保護犬育成」の指導 ②保護犬の譲渡および譲渡後の犬と里親家庭へのフォローアップ          ③受刑者・施設へのフィードバック（譲渡後の様子を共有）④犬のトレーナー養成とノウハウ蓄積</p> <p>資金分配団体の役割</p> <p>①実行団体への事業支援と評価の伴走 ②実行団体間の交流促進 ③効果検証とノウハウ標準化（マニュアル作成）          ④実行団体及び保護犬譲渡先の意識変化の調査 ⑤保護犬育成プログラムの広報や啓発活動</p> <p>実行団体数と活動機会を増やせる体制を整備し、全国展開を促進することでより多くの人々が恩恵を受けられることを目指す。</p>		

599/600字

### III.事業の背景・課題

(1)社会課題	997/1000字
①再犯防止と社会復帰支援の動向 法務省は再犯防止に向け「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を主唱し、人権擁護機関は「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」を掲げ、社会復帰支援を国民に広く働きかけている。※刑法犯による検挙者に占める再犯者割合2023年47%高止まり	
②社会復帰の阻害要因と課題 多様な制度が整備されているが制度だけでは支えきれない現状もある。社会的偏見や差別により住居や就職が困難なケースが多く社会復帰の壁となっている。 一人の人間として受け入れてくれる一般社会、人とのつながり、信頼関係の構築が不可欠である。	
[Redacted]	
犬は人の感情に寄り添い、偏見や差別なく無条件に愛情を示す動物である。小児期逆境体験などから人を信頼するのが難しい受刑者・少年にとって、犬という心理的安全をもたらす存在が介在することは、人に対しても心を開く一歩となっている。また、犬は一般社会の人々と受刑者・少年との橋渡し役となり、社会の側の意識変革にもつながっている。	
・心理的効果：自己肯定感や共感力の涵養とともに、社会貢献できることで更生意欲が高まる	
・社会的効果：一般社会の人々がプログラムに関わることで受刑者・少年への理解が深まる	
④一般社会や人とのつながり 近年は、保護犬を家庭に迎えることが一般化してきた。 刑務所・少年院での「保護犬育成」は、受刑者・少年が他者との関わり方を学び更生のきっかけになるだけでなく、一般社会からしても「罪を犯した人が、殺処分される恐れのある犬たちを救い、家庭で生きなおす機会を与えた」ことを認識することで「共生」と「再生」の可能性を広げるものである。 これらを社会に情報発信することは受け入れ側である一般社会の意識変化を促す一助となる。	
⑤水平展開の課題 令和7年6月拘禁刑の施行により保護犬育成プログラムの水平展開可能となった。施設内ルール下での活動は、高い緊張感を伴うなど実行難度が高く特殊なノウハウが必要だが、ノウハウ蓄積やマニュアル化はまだ途上である。実行団体は指導できるトレーナーや資金不足が課題である。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	188/200字
[Redacted]	

団体の要請により、  
「当団体オリジナルのアイデアが  
含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況 197/200字

動物介在活動の専門家にヒアリング、動物保護団体の現状把握、再犯防止推進白書から罪を犯した人の社会復帰を支援するために一般社会に求められることの情報収集している。刑務所・少年院での保護犬育成プログラムの水平展開と実行団体の持続可能な運営上の課題、仮説出しを行い、必要な資源や仕組み構築に着手した。

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 196/200字

実行団体へこれまでの知見共有、留意点やマニュアル作成により中間支援組織として当プログラム導入団体の育成・支援を行うことができる  
将来的には各刑務所・少年院と実行団体とのマッチングを行うことでより多くの施設で展開が可能となる。  
現在は団体単独の情報発信を、横断的且つ包括的に支援し社会に発信することによって、地域社会が偏見や差別を持つことなく更生後の人々を受け入れる素地を醸成することができる。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

【5年後】全国・地域毎の実行団体によって「保護犬育成」プログラムが全国刑務所・少年院に展開され、罪を犯した人が社会に包摂される仕組みが地域に根付き、偏見や孤立のない安全な地域社会となる。人も動物も生きやすい社会となる。

【3年後】

①実行団体の活動が複数地域で定着し、継続的な「保護犬育成」プログラムの運用体制が構築されている。  
受刑者の更生支援が地域ごとに安定して実施されるようになり、活動の質と継続性が確保されている。

(2)-1 短期アウトカム (資金支援) ※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体に新たな犬のトレーナー人材採用・育成が実施され、1団体が2施設を訪問し活動が継続できる体制になっている		・トレーナー数/1団体 ・施設訪問チーム数/1団体		・トレーナー1名/既存活動と兼任 ・チームメンバーも兼任で編成			・トレーナー数/1団体 2名以上 (2027年4月) ・施設訪問チーム数/1団体 シフト制で2チーム (2027年4月)
実行団体の育成が進み、複数の刑務所・少年院で「保護犬育成」プログラムが導入され、参加者の関与度を高める状態となる		・育成された実行団体数 ・導入された刑務所・少年院の数 ・訪問実施回数/施設		・いずれも初期値0 ※実行団体が確定後に実績ベースで設定			
保護犬の譲渡後のフォローアップ体制が整備され、受刑者・施設にフィードバックが実施される		・譲渡後フォローアップ実施率 ・受刑者・施設へのフィードバック率		・いずれも初期値0 ※実行団体が確定後に実績ベースで設定			

団体からの要請により「実施体制」は非公開とした。(JANPIA)

保護犬育成を通じた更生支援の意義が広報・啓発活動によって団体が所属する地域社会に認知され始める		<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体のSNS・Webサイトの閲覧数または問い合わせ数</li> <li>・間接支援団体や自治体主催の啓発活動への参加回数</li> </ul>	・本活動前後での増減数		
---	--	---	-------------	--	--

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
本活動の背景、社会的意義、及び法律・専門家助言、海外や先行事例に基づく留意点・ルール・ノウハウをオリエンテーションすることにより未経験の実行団体が速やかに開始できる状態になる		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション実施及びフォローアップ回数</li> <li>・活動開始までの平均準備期間</li> </ul>		・いずれも初期値 0			<ul style="list-style-type: none"> <li>・5団体へのオリエンテーション1回以上(2026年5月)</li> <li>・開始迄のフォローアップ2回以上</li> <li>・活動開始までの平均準備期間：3カ月以内</li> </ul>
実行団体間の交流機会を設定し、情報共有が活性化し、活動ノウハウの蓄積と標準化が進むことにより活動機会の拡大、全国展開が可能な体制整備が進む		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施された交流会または研修の回数</li> <li>・標準化マニュアルの提供</li> </ul>		・いずれも初期値 0			交流会：年2回(2027年12月) 共有事例： 5件以上(2027年12月) 10件以上(2028年12月) 標準化マニュアル提供：2027年12月
保護犬育成に関わる受刑者・譲渡先家庭・地域住民の意識変化に関する調査が実施され、社会的偏見の緩和に向けた基礎データを持ってより効果的なプログラムが組める状態になる		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施回数</li> <li>・改善提案数</li> </ul>		・いずれも初期値 0			<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施：年1回（定性・定量）2027年12月以後、毎年実施</li> <li>・改善提案数：年5件以上</li> </ul>
保護犬育成を通じた更生支援について、心理学・動物福祉・矯正教育などの専門家や研究者の知見を取り入れ、実行団体が科学的根拠に基づいた活動を展開できるよう支援体制が整備されている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的助言・監修を受けた研修資料作成数</li> <li>・実行団体への専門的助言の提供回数</li> </ul>		・いずれも初期値 0			<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料：年2件以上</li> <li>・提供回数：年2回以上</li> </ul>
広報活動により本活動の認知向上と、実行団体への支援が届き持続可能性が一定レベル確保できている状態になる		本活動についての <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動件数(イベント・メディア掲載)</li> <li>・Web/SNSの発信と更新</li> </ul>		・いずれも初期値 0			<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動件数(イベント・メディア掲載)：年3件以上</li> <li>・Web/SNS更新数：年10件</li> </ul>

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<p>本事業の意義・目的・目標と実行の要諦を理解し、3か年活動目標、実行計画、採用と育成を含む要員計画、組織体制、予算計画を策定しアニドネと合意する 団体の人的リソースの状況に応じてボランティア募集、人材採用活動を行い、オリエンテーションと教育を行う これにより速やかに活動開始ができる状態となる</p>	<p>2026年7月末迄 2026年9月末迄</p>	145/200字
<p>対象地域の施設と活動目標と実行計画を共有し、相互の役割機能の確認を完了する 開始前に施設内活動の留意点・ルールについてレクチャーを受け、活動チームを編成し活動開始する これにより活動初期段階から対象者へのアプローチが円滑に行われる</p>	2026年8月～12月	115/200字
<p>毎月の実行計画と実施後には施設側と一緒に振り返りを行い、次回の活動の改善点・留意点を明らかにする 活動記録を残すことでノウハウとなるポイントを明確にする これにより実行団体にノウハウの蓄積され、人材育成、活動の質を高めることができる</p>	開始時～2029年6月迄継続	116/200字
<p>実行団体は新たな犬のトレーナーを採用・育成し、2施設を定期的に訪問して保護犬育成プログラムを実施開始する ノウハウを反映したプログラムの改善がなされ、受刑者が犬との関わりを通じて自発的に参加し、関与度が高まる これにより活動の継続性が高まり、受刑者との関わりが安定して継続できる体制が整う</p>	2027年4月～2028年3月	144/200字
<p>実行団体は譲渡後の保護犬と受け入れ家庭へのフォローアップを実施し、その様子を施設へフィードバックする 受刑者が自らの行動の成果を知ることにより更生意欲が高まり、プログラムの効果が向上する これにより出所後の社会復帰時の心理的不安が払拭される</p>	2026年12月～2029年6月迄継続	118/200字
<p>実行団体は地域でSNSやWebを通じて広報・啓発活動を行い、保護犬育成を通じた更生支援の意義を発信する これにより地域住民の理解が進み、活動への協力や支援が得られ、団体の基盤と持続性が強化される</p>	開始時～2029年6月迄継続	97/200字
<p>年2回活動報告を行い、3か年活動目標、実行計画、予算計画の予実と課題を明らかにし修正計画をアニドネと共有し合意する これにより4年目以降も自走できる活動計画に精査することができる</p>	2026年12月～2029年6月迄	89/200字
<p>地域内の重要なステークホルダー（行政・企業・他団体・メディア）との対話を行い、信頼関係・支援体制を強化する これにより4年目以降の支援を仰ぎ自走できる体制基盤をつくる</p>	開始時～2029年6月迄継続	83/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<p>①保護犬育成と更生支援の背景・社会的意義を整理したオリエンテーション資料の作成と実施 ②施設内活動の留意点、専門家の助言、海外・国内の先行事例を踏まえた研修会の開催 ③実行団体向けの導入ガイドラインやQ&amp;A集を作成することで、未経験団体が安心して事業を開始できる環境を整備 これにより実行団体が速やかに開始できる状態になる</p>	<p>①2026年3月～6月 ②2026年6月～12月（以後、年1回定期開催） ③2026年3月～6月</p>	161/200字
<p>①実行団体間の定期的な交流会・事例共有会の企画・運営 ②活動ノウハウの収集と標準化（マニュアル・研修資料の整備） ③地域別に施設側の導入検討状況の調査を行いリスト化を行う これにより実行団体の活動機会の拡大と全国展開に向けた体制整備を進める</p>	<p>①2027年7月～2029年7月迄年2回 ②2026年9月～2029年6月 ③開始前2025年11月～2029年6月（随時更新）</p>	120/200字
<p>①保護犬育成と更生支援の意義を伝える広報素材の制作（動画・パンフレット等） ②SNS・メディア・イベントを活用した広報キャンペーンの実施 ③実行団体の寄附・協力募集支援の呼びかけ活動実施 これにより、認知拡大と支援獲得で団体の基盤を強化につなげる</p>	<p>①2026年4月～7月 ②2026年8月～2029年6月（年2回定期配信） ③2026年3月～2029年6月（年2回定期実施）</p>	123/200字

<p>①受刑者・譲渡先家庭・地域住民へのアンケート・インタビュー調査の設計・実施(※受刑者は実行団体からのヒアリング)</p> <p>②調査結果の分析と報告書作成、実行団体へのフィードバック</p> <p>③調査結果を活用したプログラム改善提案の支援</p> <p>これにより実行団体の活動効果の向上につなげる</p>	<p>①2026年11月～2028年11月(毎年1回)</p> <p>②2027年1月～2029年1月(毎年1回)</p> <p>③2027年3月～2029年3月(毎年1回)</p>	132/200字
<p>①心理学・動物福祉・矯正教育等の専門家との対話を行い学術的側面からの見解・評価を収集</p> <p>②専門家による監修・助言を受けた研修素材・マニュアルの整備</p> <p>③実行団体への①②情報の提供と活用支援</p> <p>これにより、科学的根拠に基づく支援で実行団体の活動の信頼性を高める</p>	<p>①2026年10月～2029年6月</p> <p>②2027年1月～12月(以後、年1回見直し更新)</p> <p>③2027年1月～2029年6月(年2回)</p>	127/200字
<p>①実行団体を定期訪問し活動成果と課題、現場の問題を吸い上げる</p> <p>②年2回活動報告、3か年活動目標、実行計画、予算計画の予実と課題を共有し、修正計画策定の支援を行う</p> <p>これにより4年目以降も自走できるよう支援する</p>	<p>①2026年8月～(年3回)</p> <p>②2026年11月～2029年6月(年2回)</p>	103/200字

#### V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<p>当法人WEBサイト内に専用ページを開設し随時、活動報告等を掲載。併せてSNSでの情報拡散、メルマガ配信にて本事業の認知を拡充。定期的なプレスリリース配信により、メディア関連への情報の拡充。既存ステークホルダー以外の層への情報リーチを目指す。</p>	120/200字
連携・対話戦略	<p>助成先団体の方々に定期的なメールで情報配信、WEB会議にて情報共有やコンサルタントを実施。ステークホルダー全て(約7,000件)に毎月メルマガ配信サービスを実施。参画希望の企業へのプロデュース、勉強会等のセミナー開催。業界の各方面の専門家へヒアリング、有識者と交流による情報共有や連携。</p>	143/200字

#### VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>持続的活動を可能にするための鍵は、助成期間中の成果を積極的に情報発信し「人材・ノウハウ・資金・社会的支持」を得ることにある。以下を重点戦略とする。</p> <p>①人材：トレーナー育成プログラム開発、経験人材を講師として次世代育成の場をつくる</p> <p>②ノウハウ：心理学・動物福祉・矯正教育などの専門家との連携体制の維持 科学的根拠に基づいたプログラム設計・改善の継続により信頼性向上</p> <p>③資金：企業との連携、法務省・行政への公的施策の制度化を働きかける</p> <p>④社会的支持： 広報・啓発活動の継続～保護犬譲渡事例や受刑者の変化を発信し理解と共感を得る(SNS・動画活用・全国メディア) イベントへの参加～助成期間中に事例となった地域や全国規模のイベント、譲渡会、講演会を通じて認知を高める</p>	347/400字
--------	---	----------

実行団体	<p>各実行団体は組織基盤・運営体制の強化と地域の支持が鍵となる</p> <p>①活動マニュアル・業務フローの整備：自団体の独自性を維持しつつ、属人化を防ぎ、誰でも運営できる体制にする</p> <p>②評価・改善サイクルの導入：活動の成果を定期的に振り返り、課題を可視化し改善につなげる</p> <p>③ネットワーク形成：他地域の団体と連携し、情報交換や共同事業の可能性を広げる</p> <p>④地域社会からの支持：</p> <p>    広報・啓発活動の継続～保護犬譲渡事例や受刑者の変化を発信し理解と共感を得る(SNS・動画活用・地方メディア)</p> <p>    地域イベントへの参加～譲渡会や講演会を通じて地域との接点で情報発信する</p> <p>    クラウドファンディングによる資金調達</p>	302/400字
------	---	----------

## VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	700/800字
<p>アニマル・ドネーションは、2010年日本の動物福祉の根深い問題を変えるべく立ち上がった有志によって始動。1年のリサーチを経たのち、日本初の動物専門オンライン寄付サイト『アニドネ』が2011年に誕生。中間支援組織として、2015年には内閣府より公益性の評価を受け、公益社団法人に認定。2018年5月には公益社団法人の中でも約1割となる税額控除対象法人として、2021年2月には紺綬褒章「公益団体」として認定。</p> <p>主な活動は、①助成事業 ②リサーチ事業 ③セミナー事業。以下は、具体的実績。</p> <p>①現在までの支援49団体。オンラインで寄付ができる仕組みにより寄付件数7,000件。寄付総額約6.8億円（2025年9月時点）。企業とのコラボレーション寄付を多数企画（Amazon、LINEヤフー㈱、㈱サイバーエージェント他）し、参画企業は400社以上。映画とのコラボ寄付企画、写真投稿やSNSなど多種多様な寄付企画を実施。「アニドネレガシー（遺贈寄付）」の取組みも開始。</p> <p>②国内外の行政や動物愛護センター、動物の専門家などへ取材や、動物関連リサーチ（海外先進事例リサーチ、国別法律比較、メディアによる表現調査他）等を実施。収集した膨大な情報を基に個人への啓発活動「AWGs（アニマルウェルフェアゴールズ）」サイトを運営。</p> <p>③学校、企業、団体へ動物福祉認知のためのセミナーを実施。</p> <p>15年の活動の中で、寄付しやすいシステム構築や中間支援組織としての支援先へ情報支援など、関連団体、専門家、企業、個人と広く連携しながら活動し、日本の動物福祉向上に貢献。日本らしい動物福祉で世界トップレベルを実現するために活動している。</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	384/800字
<p>【調査】国内および海外の行政・民間施設の情報収集公開を実施。環境省動物愛護管理室室長に定期ヒアリングを実施。大学と協業にて「保護動物リサーチ」調査を実施。</p> <p>【団体公募】毎年、公募にて認定団体を募集。厳格な評価基準を設け、現地視察・ヒアリング・財務状況等をリサーチ後、外部有識者からなる審議委員会にて選定。</p> <p>【伴走支援】認定団体ごとに担当窓口（リサーチャー）を設置。団体の活動の報告や寄付使途レポートを随時WEBに掲載し情報の公開および認知に努める。また、コロナ禍においての団体の状況を即座に吸い上げ情報公開。迅速にコロナ緊急支援を集うことにより困窮の一助となった。海外団体への支援として、ウクライナの動物団体に寄付を届けた。</p> <p>【社会問題への取組み】昨今大きな社会問題となっている、高齢化や貧困による多頭飼育崩壊に対応するための基金を設立。人と動物の両面をサポート支援。</p>	

Ⅷ. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	団体	
(2)実行団体のイメージ	公募にて認定団体を募集。厳格な評価基準を設け、現地視察・ヒアリング・財務状況等をリサーチ後、外部有識者からなる審議委員会にて選定。本事業では要件として犬が介在する社会活動の実績を持つ、及び矯正管区の刑務所・少年院の所在地と同地域または近い地域の団体	124/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1団体当り 万円/3年間と試算。担当する施設(刑務所・少年院)を1年目1カ所、2年目以降2カ所とする。開始時期、担当施設数、トレーナー要員確保状況によって調整を行う可能性を含む	93/200字
(4)案件発掘の工夫	「保護犬育成」プログラム導入を希望する矯正管区の刑務所・少年院をリストアップの上、本事業の意義及び主旨に基づき、実行団体の持つべき要件を提示し募集。WEBサイトやSNSを利用した実行団体公募の情報発信	100/200字

団体からの要請により「実施体制」は非公開とした。(JANPIA)

Ⅸ. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	[Redacted]				155/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	名	新規採用人数 (予定も含む)	名	[Redacted]	
		既存PO人数	名	[Redacted]	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	コンプライアンス委員会を設置。不正行為、利益相反等に関するガイドラインとなる運営規定を制定。				46/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/03/01 ~ 2029/06/30	
資金分配団体	事業名	更生プログラム「保護犬育成」によって受刑者・少年の更生と社会復帰を支援する事業
	団体名	公益社団法人アニマル・ドネーション

	助成金
事業費	82,126,750
実行団体への助成	72,500,000
管理的経費	9,626,750
プログラムオフィサー関連経費	15,298,000
評価関連経費	2,550,000
資金分配団体用	1,650,000
実行団体用	900,000
合計	99,974,750

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	1,054,950	18,427,400	31,322,200	31,322,200	82,126,750
実行団体への助成	0	15,500,000	28,500,000	28,500,000	72,500,000
-					
管理的経費	1,054,950	2,927,400	2,822,200	2,822,200	9,626,750

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	1,832,800	4,488,400	4,488,400	4,488,400	15,298,000
プログラム・オフィサー人件費等	1,200,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	12,000,000
その他経費	632,800	888,400	888,400	888,400	3,298,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	750,000	750,000	1,050,000	2,550,000
資金分配団体用	0	450,000	450,000	750,000	1,650,000
実行団体用	0	300,000	300,000	300,000	900,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	2,887,750	23,665,800	36,560,600	36,860,600	99,974,750

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	3,000,000	96.5%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	0			
2026年度	1,000,000	内部留保	D:計画段階	寄付金収入より充当予定
2027年度	1,000,000	内部留保	D:計画段階	寄付金収入より充当予定
2028年度	1,000,000	内部留保	D:計画段階	寄付金収入より充当予定

## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益社団法人アニマル・ドネーション		
郵便番号	107-0062		
都道府県	東京都		
市区町村	港区		
番地等	南青山2-15-5 FARO1F		
電話番号	03-4405-7667		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://www.animaldonation.org/">https://www.animaldonation.org/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/animaldonation/">https://www.facebook.com/animaldonation/</a>	
		<a href="https://www.instagram.com/anidone_official/">https://www.instagram.com/anidone_official/</a>	
		<a href="https://x.com/anidone">https://x.com/anidone</a>	
設立年月日	2010/07/20		
法人格取得年月日			

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ミネギシエリ
	氏名	峯岸衣里
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3) 役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	2
評議員 [人]	4
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	70
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	68
有給 [人]	8
無給 [人]	60
事務局体制の備考	

**(5)会員**

団体会員数 [団体数]	14
団体正会員 [団体数]	14
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	188
ボランティア人数(前年度実績) [人]	90
個人正会員 [人]	91
個人その他会員 [人]	7

**(6)資金管理体制**

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

**(7)監査**

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

**(8)組織評価**

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

**(9)その他**

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

**(10)助成を行った実績**

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	540
申請前年度の助成総額 [円]	88,135,916
助成した事業の実績内容	当法人で認定した動物福祉に関する団体への助成

**(11)助成を受けた実績**

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	港区版ふるさと納税より動物福祉に関する団体への助成事業に関わる事業費



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	更生プログラム「保護犬育成」によって受刑者・少年の更生と社会復帰を支援する事業
団体名:	公益社団法人アニマルドネーション
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第14条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第15条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第15条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第15条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第13条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	運営規定	第1条
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第22条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第22条
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第28条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第30条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第29条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第30条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第31条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第31条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第32条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第31条
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第24条
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第24条
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬等及び費用に関する規程	第3条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等及び費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	運営規定	第2条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	運営規定	第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	運営規定	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	運営規定	第5条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	運営規定	第6条
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	運営規定	第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	運営規定	第7条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	運営規定	第8条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	運営規定	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	運営規定	第10条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	運営規定	第11条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	運営規定	第19条
(2) 職制		公募申請時に提出	運営規定	第20条
(3) 職責		公募申請時に提出	運営規定	第21条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	運営規定	第22条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	運営規定	第12条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	運営規定	第12条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	運営規定	第13条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	運営規定	第14条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	運営規定	第15条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	運営規定	第16条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	運営規定	第17条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		公募申請時に提出	定款	第39条
(7) 決算		公募申請時に提出	定款	第40条